

後期高齢者医療制度

問合せ
市民課高齢医療・年金係内
138

因療費の負担割合と軽減制度

★病院などで支払う医療費の一部負担割合は1割または3割

医療費の負担割合

一部負担金の割合は、毎年8月1日を基準日として、前年中の所得と収入により判定します。

なる方には、7月中旬以降に
新しい保険証を送ります。
※一部負担金の割合が変わら
ない方は、現在お持ちの保
険証（青竹色）がそのまま
使えます。

- 1割負担の方…同じ世帯にいる被保険者全員が市民税課税所得145万円未満の場合
- 3割負担の方…同じ世帯の被保険者の中に市民税課税所得145万円以上の方がいる場合
- (1) 所得区分による負担軽減制度
一部負担金の軽減制度
- 更新は8月1日～

自己負担1割の方⋮世帯全員
が市民税非課税の場合に交付されます（申請が必要）。
これを提示すると、保険適用の医療費の窓口負担額と、入院時の食費が軽減されます。該当すると思われる方には7月中旬以降に申請書を送付します。

※すでに交付されている方は、新しい認定証を7月中旬以降に送付します。改めて申請する必要はありません。

②限度額適用認定証

自己負担3割の方⋮世帯の後期高齢者医療被保険者全員
の市民税課税所得が690万円未満の場合に交付されます（申請が必要）。これを提示すると、保険適用の医療費の窓口負担額が

※すでに交付されている方は、新しい認定証を7月中旬以降に送付します。改めて申請する必要はありません。

(2)特定疾病的治療の負担軽減

特定疾患療養受療証

次の特定疾病的高度治療を長期間継続して受ける必要がある方が申請して認定されると、交付されます。この受療証を医療機関に提示すると、特定疾病的自己負担限度額が1つの医療機関につき、月額1万円となります。

対象となる特定疾病

- ▼人工透析が必要な慢性腎不全
- ▼先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）
- ▼血液凝固因子製剤の投与に起因する（血液製剤による）

H I V 感染症

保険料について

送付します

7月中旬に、後期高齢者医療保険に加入している方（被保険者）へ、後期高齢者医療保険料額の決定通知書を送付します。

なお、保険料の算定基礎となる保険料率は平成30年度と同率です。納付方法など詳しく述べた決定通知書の案内文書を確認してください。

税金が未申告の方は、均等割額のみを通知し、平成30年中の所得額がわかり次第、変更通知書を送付します。

詳しくは市公式サイトをご覧いただけます。問い合わせてください。

介護保険負担限度額認定の手続きをしてください

す方
①世帯全員が市民税非課税であること。別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税であること

②本人および配偶者（同居別居に関わらず）の預貯金などの資産の合計額が2000万円以下（配偶者がいない場合は1000万

- ※配偶者についても必要です。
※本人および配偶者のマイナンバー確認資料の提示が必要です。代理人が手続きする場合には代理人の身分証明書も持参してください。
- 申請書、同意書は、高齢福祉介護課窓口でも配布しています。